

B	F. N o.	2 6 3 - 0 5
	保存期間	1 年 (R 8. 12. 31まで保存)
	有効期間	R 8. 12. 31まで有効

広 相 第 1 0 1 5 9 号

令 和 7 年 1 2 月 2 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長

奈 良 県 警 察 本 部 長

(情報公開・個人情報保護係・2194)

奈良県警察行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要綱の制定について
(通達)

個人情報の厳格な取扱いと適切な事務の運営については、奈良県警察個人情報の保護に関する事務取扱要綱の制定について（通達）（令和7年4月30日付け広相第99号）により運用しているところであるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱いについて、別記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、奈良県警察行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要綱の制定について（通達）（令和6年12月13日付け県サ第503号）は廃止する。

奈良県警察行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号。以下「条例」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等

行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に当たっては、次により事務を処理する。

1 提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定

提案の募集対象となる個人情報ファイルは、法第60条第3項各号のいずれにも該当するものである。したがって、個人情報を取り扱う事務についての主管課（警察本部の課、所及び隊並びに警察学校をいう。以下同じ。）は法第60条第3項各号の該当性を適切に判断し、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定し、個人情報ファイル簿の「行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイル」欄に該当の有無を記載する。

行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める義務（法第128条）があることを踏まえ、主管課は、あらかじめ提案の募集対象に選定した理由及び不選定とした理由をともに明確にし、その選定・不選定の理由に関する問合せに対応する必要がある。

2 提案の募集

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル（法第110条）についての提案の募集（法第111条）及び受付は広報相談課にて行う。

（1）提案の募集の公示

広報相談課は、提案者の利便性を考慮し、各年度の募集開始の日よりも前に、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集について必要な事項をあらかじめホームページに掲載する方法により公示する（規則第53条第2項）。この公示は、行政機関等匿名加工情報に関する提案について募集することを広く一般に周知するものであり、次に掲げる事項を含め、提案の募集に関して必要な事項や了知しておくべき情報を募集要綱等により公表する。

- ・提案の募集の開始日及びその期間

- ・提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧
- ・各個人情報ファイルの概要

(2) 提案の募集の実施

広報相談課は、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、ホームページに掲載する方法により、規則第53条第1項の提案の募集を行う。

(3) 提案の募集の単位

提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行う。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の主管課にわたって保有している場合は、これらを取りまとめて提案を募集しても差し支えない。

3 提案募集に関する相談等

行政機関等匿名加工情報提供制度や個人情報ファイル簿全般に関する相談については広報相談課にて対応し、各個人情報ファイルの内容及び提案内容等に関する相談については当該個人情報ファイルを保有する主管課にて対応する。

広報相談課においては、提案書の提出後において書類不備などによる提案書の再提出を求めることが極力ないよう、また提案の手続を円滑かつ効率的に進めるため、提案をしようとしている者との間で、面談、電子メール、電話などにより、募集要綱に記載した項目を踏まえ、できる限り提案しようとする者の書類の案について事前チェックするとともに、手数料に関する情報等を十分に説明する。ただし、この事前チェックをもって提案をしようとする者に審査基準に適合するという予断や確信を抱かせることがないよう十分に注意しなければならない。

4 提案の受付

行政機関等匿名加工情報に関する提案は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者が、以下の書面を、広報相談課に提出することにより行う（法第112条）。

- ・行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（第1号様式（以下「提案書」という。））
- ・誓約書（第2号様式）
- ・事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面
- ・提案をする者が代理人の場合、代理人の権限を証する書面（第3号様式）

法第112条に基づく提案の受付は広報相談課にて行い、募集要綱に記載のとお

り提案書等を、提案をする者又はその代理人から直接受け取る方法又は郵送により受け付ける。

提案を受け付けた場合は、以下の(1)から(3)までに留意の上、提案書に所定の事項（法第112条第2項各号）が記載されていること、また、必要な書類が添付されていることを確認し（法第112条第3項）、主管課に送付する。

(1) 提案書の記載事項の確認

主管課は、以下のアからクまでの記載事項について、不備がないことを確認する。

ア 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名（法第112条第2項第1号）

提案をする者が個人の場合、氏名、住所又は居所、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）が記載されていることを確認する。

法人等の場合、法人等の名称、代表者の氏名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス、また、担当部署等がある場合には、当該担当部署名及び担当者の氏名）が記載されていることを確認する。

イ 提案に係る個人情報ファイルの名称（法第112条第2項第2号）

行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの名称が記載されていることを確認する。

ウ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数（法第112条第2項第3号）

個人情報ファイルごとに本人の数の上限が決まっていること、また、下限が1,000人と定められていること（規則第56条）に沿っていることを確認する。

エ 加工の方法を特定するに足りる事項（法第112条第2項第4号）

行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報が記載されていることを確認する。

具体的には、提案対象となる個人情報ファイルに含まれる記録項目のうち、どの項目について行政機関等匿名加工情報として提供を希望し、また、提供を希望する各々の記録項目について、どの程度の情報（例えば、「住所」について、「都道府県名のみ」の情報を希望する等）が記載されているかを確認する。

オ 利用の目的及び方法その他事業の内容（法第112条第2項第5号）

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法及び利用に供する事業の内容が記載されていることを確認する。

利用の目的及び方法その他事業の内容は、いずれも明確に記載されていることを確認することとなるが、とりわけ事業の内容は、記載されている利用の目的及び方法が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する理由を含め、添付書類と併せて具体的かつ詳細に記載されていることを確認する。

カ 事業の用に供しようとする期間（法第112条第2項第6号）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が、事業の目的及び内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間（規則第57条）が記載されていることを確認する。

キ 行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止等適切な管理のための措置（法第112条第2項第7号）

行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止等の適切な管理のための措置には、個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱を踏まえた措置が記載されていることを確認する。行政機関等匿名加工情報が民間事業者等に提供された場合、行政機関等匿名加工情報は法上の匿名加工情報に包含されるため、匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となり、これを適切に取り扱う義務が課される。

なお、行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者の氏名、所属及び職名並びに実際に利用する場所、利用する環境、保管場所及び管理方法等も併せて記載を求める。

ク 希望する提供方法（法第112条第2項第8号及び規則第54条第3項）

提案書に記載されている希望する提供媒体及び提供の方法を確認するものであり、行政機関等匿名加工情報を提供する場合に用いる電子記録媒体としてCD-R又はDVD-Rのいずれを希望し、また、その提供の方法として、窓口での直接受領又は郵送による方法のいずれを希望しているかを確認する。

(2) 添付書類の確認

主管課は、提案書のほか、以下のアからエまでの書類（以下「添付書類」という。）の記載事項に不備がないことを確認する。

ア 欠格事由に該当しないことの誓約書（法第112条第3項第1号及び規則第54条第6項）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人等の別を問わないが、法第113条各号のいずれかの欠格事由に該当する者については、行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることはできない

ため、提案をする者が法第113条に定める欠格事由に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。第2号様式）によりこれらに該当しないことを確認する。ただし、提案をする者が法人等の場合、当該法人等の役員全員の全誓約書を確認するという趣旨ではない。

イ 事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面（法第112条第3項第2号）

行政機関等匿名加工情報をその利用に供する事業が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにするための書面が具体的かつ詳細に説明されていることを確認する必要がある。例えば、「事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面」の裏付けとして、事業計画等、事業内容及びその目的・効果を具体的に説明された書類を求め、これを確認することが考えられる。

ウ 提案をする者が代理人（法定代理人であるか任意代理人であるかを問わない。）の場合、代理人の権限を証する書面（規則第54条第2項）（第3号様式）

代理人は、その委任の範囲内において行政機関等匿名加工情報に関する提案について、隨時、主管課とやりとりをすることとなることから、提案内容について精通している者であることが望まれる。また、提案をする者から代理人を通じて提案に関して主管課からの情報提供の依頼があった場合は、必要な情報提供を行う。

なお、代理人による提案がなされた場合であっても、必要と認めるときは、提案をする者にヒアリングなどを求めることができる。

エ その他行政機関の長等が必要と認める書類（規則第54条第4項第4号）

アからウまでの書類及び(3)の本人確認書類のほか、必要に応じ、提案の審査に必要と認める書類を求めることができる。

なお、「行政機関の長等が必要と認める書類」は、できる限り募集要綱に記載しておくことが望ましい。

(3) 本人確認書類

主管課は、提案書に添付された以下の書類により、提案をする者（代理人による提案の場合は、提案をする者及び代理人）が本人であることを確認する必要がある（法第112条第3項柱書及び規則第54条第4項及び第5項）。

ア 提案をする者（又は代理人）が個人である場合

（ア）規則第54条第4項第1号に定めるもの

提案の日において有効な運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるものを添付する（規則第54条第4項第1号）。また、同号で明記されている書類のほかに、旅券、運転経歴証明書、身体障害者手帳等官公庁が発行・交付した各種福祉手帳、外国人登録証明書が考えられる。

（イ）やむを得ない理由により規則第54条第4項第1号が定める書類を添付することができない場合

やむを得ない理由により（ア）の書類を添付できない場合にあっては、提案をする者が本人であることを確認するため県警察が適当と認める書類（（ア）の書類が更新中の場合に発行・交付される仮証明書や引換書類）を添付する（規則第54条第4項第3号）。

イ 提案をする者（又は代理人）が法人等である場合

（ア）規則第54条第4項第2号が定めるもの

法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるものを添付する（規則第54条第4項第2号）。また、同号で明記されている書類のほか、法人番号指定通知書が挙げられる。

（イ）やむを得ない理由により規則第54条第4項第2号が定める書類を添付することができない場合

やむを得ない理由により（ア）の書類を添付できない場合にあっては、提案をする者が本人であることを確認するため県警察が適当と認める書類を添付する（規則第54条第4項第3号）。

（ウ）行政機関の長等が必要と認める書類（規則第54条第4項第4号）

提案書中、提案をする者として列記されている「連絡先」に記載されている「担当者」の本人確認書類が挙げられる。また、当該担当者自身の本人確認書類に加え、必要に応じて、当該法人等から当該担当者に提案の任に当たらせることを証する書類の提出を求めることが考えられる。

5 提案の審査

主管課は、広報相談課と事前協議を行った上で、提案が次に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行う。

- ・提案をした者が法第113条各号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ・提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、か

つ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

- ・提案書により特定される加工の方法が法第 116 条第 1 項の基準に適合するものであること。
- ・提案書記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ・提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- ・提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ・行政機関等匿名加工情報を作成する場合に県警察の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

主管課は、提案書の記載内容又は添付書類の内容に不備がある場合、又は記載が不十分である場合、提案者（又は代理人）に対して、期間を定めて、説明を求め、又は提案書等の訂正を求めることができる（規則第 54 条第 7 項）。

6 行政機関等匿名加工情報の作成方法の確定

主管課は、自ら行政機関等匿名加工情報を作成するのか、委託するのかを判断する。

法第 116 条第 2 項の規定に基づいて、行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、提案者にその旨と併せて手数料の額を通知することから、審査結果の通知前にはあらかじめ手数料の額を積算しておく必要がある（法第 114 条第 2 項、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 31 条及び規則第 59 条第 2 項）ことから委託の有無を判断する必要がある。

なお、行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合は、「10 行政機関等匿名加工情報の作成 (2) 加工を委託する場合」のとおりとする。

7 手数料の額の確定

手数料は、21,000 円に次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額を加えた額となる（条例第 7 条第 1 項）。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託業者に対して支払う額（当該委託をす

る場合に限る。)

なお、委託の手続のために生じる事務に必要な時間は、(1)の行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間として手数料に加算する。

手数料を検算し確定させた後は、審査結果通知書に当該手数料の額その他必要事項を記載し、当該審査結果通知書を送付しなければならない(法第114条第2項、規則第59条第2項)。

なお、手数料の額が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料の額を積算するための工数と相違する場合など実際に要した経費等の額と納付された手数料の額との乖離が生じることがあり得るが、差額の還付や追加納付は行わない。ただし、審査結果通知書で示した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合(例えば、10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等、手数料の額の数値や単位を誤って記載した場合が挙げられる。)はこの限りでない。

このため、提案者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点から、できる限り、このような乖離が生じることのないよう、主管課においては加工方法や作業内容の把握に努め、必要に応じ工数の算定方法を見直すこととし、正確な手数料の積算を行う。

8 審査結果の通知等

主管課は、審査の結果、提案が法第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、審査結果通知書(第4号様式)に、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する申込書(第5号様式。以下「契約締結に関する申込書」という。)及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書(未押印のもの。正副2通。)を添え(規則第59条第1項)、提案者に通知する。

また、審査の結果、提案が法第114条第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、審査結果通知書(第6号様式)により通知を行う(法第114条第3項、規則第59条第3項)。また、提案が法第114条第1項各号に掲げる基準に該当しない理由については、どの基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載する。

なお、審査結果の通知について、当該審査は契約という私法上の行為のための準備的行為として、契約相手を決定するための要件該当性を審査するものであり、行政処分として構成されるものではない。

9 手数料の支払及び利用契約の締結等

利用契約締結を希望する提案者は、契約締結に関する申込書及び利用契約書2通を主管課に提出する。

なお、10,000円を超える利用契約となる場合には、印紙税法(昭和42年法律

第23号)の規定に基づき、2通提出する利用契約書のうち1通に手数料とは別に契約額(納付する手数料額)に応じた収入印紙を貼付する必要があり、当該貼付は提案者が行う。

主管課は、提出された契約締結に関する申込書に手数料相当額の収入証紙が貼付されているか確認を行い、不備がない場合は、収入証紙に消印をする。

なお、具体的な事務は、奈良県収入証紙条例施行規則(昭和39年3月奈良県規則第66号)及び奈良県収入証紙事務取扱要領の定めるところによる。

その後、提案者から受領した利用契約書2通に押印し、うち1通は提案者に送付する。

また、主管課は、利用契約締結後に利用契約書の写しを広報相談課に提出する。

10 行政機関等匿名加工情報の作成

(1) 加工を委託しない場合

加工を委託しない場合には、主管課において利用契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容や仕様等に基づき、規則第62条で定める基準に従って行政機関等匿名加工情報の作成等を実施することとなるが、その作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、広報相談課との協議や契約を締結した提案者又は代理人に照会するなどの確認を行いながら処理を遂行する。

作成した行政機関等匿名加工情報については、利用契約に基づき主管課が提案者へ提供すること。ただし、提供に当たっては広報相談課に協議すること。

(2) 加工を委託する場合

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合、委託業者の募集、選定及び契約は、主管課にて行う。

手数料の積算を適切に行うため、提案者に審査結果を通知する前に委託業者に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査したものが積算した手数料となる。ただし、審査結果通知の段階においては、提案者との行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結が確定的でないことから、委託業者との間ににおいて提案者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、主管課が委託業者の選定を行うに当たっては、条件付きの委託契約となることを十分周知し、委託契約の締結に当たっても、当該契約が提案者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を明らかにしておき、利用契約の締結後に、委託業者に加工を依頼する。

作成された行政機関等匿名加工情報については、利用契約に基づき主管課が

提案者へ提供すること。ただし、提供に当たっては広報相談課に協議すること。

委託業者が行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、行政機関等匿名加工情報等（行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（削除情報）並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。））は廃棄しなければならない。主管課は、立会いや報告書の提出を求める等により委託業者における行政機関等匿名加工情報等の削除・廃棄を確認する。

11 行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載

主管課は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・行政機関等匿名加工情報の本人の数
- ・行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- ・作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地
- ・作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間

12 提案者への行政機関等匿名加工情報の提供

主管課は、作成した行政機関等匿名加工情報を、提案書に記載された「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」に従って提供する。この場合、提供する行政機関等匿名加工情報は、法第121条第2項の規定に基づき、漏えい防止のために安全管理の措置（暗号化などセキュリティ対策等）を講ずる。

13 行政機関等匿名加工情報の提供後の提案書記載事項の変更

行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書記載事項について、提案者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

- (1) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更とまでいえないもの（行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）又は代理人の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等）については、直ちに主管課へ届出を行わせる。特に取扱従事者の変更については以下のとおりとする。

ア 取扱従事者の除外

取扱従事者から除外される者が生じた場合は、主管課は、記載事項変更申出書（第7号様式）により申出を行わせる。

イ 取扱従事者の追加

取扱従事者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出を行わせるようにし、主管課はその理由が適切なものであることを確認する。

ウ 取扱従事者の交代

取扱従事者の交代の必要が生じた場合は、その前に記載事項変更申出書により申出を行わせるようにし、主管課はその理由が適切なものであることを確認する。

(2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更に当たるもの（利用期間の延長、利用目的の追加・変更等）については、「第3 既作成の行政機関等匿名加工情報の提供」のとおり、法第118条第1項後段の規定に基づき、既に作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案を行わせる。

14 利用契約の解除及び不適切利用への対応

(1) 契約の解除

ア 法に基づく契約の解除

主管課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次のいずれかの事由（以下「法定解除事由」という。）に該当するときは、契約を解除できる（法第120条）。ただし、主管課は、法定解除事由に該当しない場合であっても、契約で定める解除事由に該当すれば、契約を解除することができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により契約を締結したとき。

(イ) 欠格事由に該当することとなったとき。

(ウ) 契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

なお、「重大な違反」に当たるかどうかは個別具体的な事情により判断することとなるが、例えば、再提供が禁止されているにもかかわらず無断で第三者に提供した場合が考えられる。

主管課は、契約を解除しようとするとき及び解除したときは、広報相談課と協議の上、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

イ 契約が解除された場合の提案禁止期間

法第120条の規定により契約を解除された者について、契約解除の日から起算して2年を経過するまでは、法第112条第1項の提案をすることができない（法第113条第5号）。

(2) 不適切利用を把握した場合の対応

不適切利用が行われた場合

主管課は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が、上記の契約解除事由に当たらない不適切利用を行ったと判断した場合は、広報相談課と協議の上、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告する。

15 提案者における利用後のファイルの削除・廃棄

利用期間終了時には、利用契約に従い、利用に供した行政機関等匿名加工情報を主管課に返却するとともに、事業者が保有、管理する記録媒体に保存した行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理するなど、適切な対応がとられているかを、主管課において確認する。

第3 既作成の行政機関等匿名加工情報の提供

既に作成された行政機関等匿名加工情報は、次の場合について、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者による提案の対象となる（法第118条）。

1 当初の提案者以外の者が既作成の行政機関等匿名加工情報の提供を希望する場合

(1) 作成された行政機関等匿名加工情報の公表及び提案の契機

作成された行政機関等匿名加工情報の概要等は個人情報ファイル簿で公表することとなるため、当該行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、公開された情報を見て、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案ができる（法第118条第1項前段）。

(2) 提案の手続等

提案の手続等は、基本的に当初の提案に準ずるが、次の点に留意しなければならない。

- ・提案の手続及び審査については、既に作成された行政機関等匿名加工情報を提供することになるため、本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項を提案書に記載する必要はなく、これらについての審査も不要である。
- ・提案者となれない欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工

情報の提案における要件と同様である。

- ・行政機関における手数料は、募集に対する提案者に係る手数料と同一の額である（条例第7条第2項第1号）。

なお、本提案に関しては、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（第8号様式）を用い、審査の結果、提案が法第118条第2項において準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるとときは、審査結果通知書（第9号様式）を用い、提案が法第118条第2項において準用する第114条第1項各号に掲げる基準に適合しない場合は、審査結果通知書（第10号様式）を用い、また、契約書は、主管課において作成する。

2 当初の提案者及び上記1の者が、既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報について、提案書記載の利用目的以外での利用や、提案書に記載した期間を超えた利用を希望する場合

(1) 提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する提案

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、利用目的の変更や利用期間の延長等、提供を受けた行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の変更に関する提案をすることができる（法第118条第1項後段）。

(2) 提案の手続等

提案の手続等は、基本的に当初の提案に準ずるが、以下の点に留意しなければならない。

- ・提案の手続及び審査については、既に作成された行政機関等匿名加工情報を提供することになるため、本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項を提案書に記載する必要はなく、これらについての審査も不要である。
- ・提案者となれない欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様である。
- ・手数料は、12,600円である（条例第7条第2項第2号）。

なお、本提案には作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（第8号様式）を用い、審査の結果、提案が法第118条第2項において準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるとときは、審査結果通知書（第9号様式）を用い、提案が法第118条第2項において準用する第114条第1項各号に掲げる基準に適合しない場合は、審査結果通知書（第10号様式）を用い、また、契約書は主管課において作成する。

第1号様式

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、
本店又は主たる事務所の所在地
を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子
メールアドレスを記載すること。
担当部署等がある場合は、当該
担当部署名及び担当者を記載す
ること。)

個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称

2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数

3. 加工の方法を特定するに足りる事項

4. 行政機関等匿名加工情報の利用

(1) 利用の目的

(2) 利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

- 「個人情報ファイルの名称」には、公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
- 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条に規定する不開示情報（同条第2号に掲げる情報を除き、同条第3号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

- 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

第2号様式

誓約書

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。)

第112条第3項

個人情報の保護に関する法律 の規定
第118条第2項において準用する第112条第3項

により提案する者（及びその役員）が、同法第113条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準
ずるものという。

第3号様式

委任状

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

受任者 (ふりがな)

氏名

連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項、第118条第1項前段、第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

委任者 (ふりがな)

氏名

連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあっては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。

第4号様式

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

奈良県警察本部長

年月日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

奈良県警察本部長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類を 年月日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

第5号様式

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、
本店又は主たる事務所の所在地
を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子
メールアドレスを記載すること。
担当部署等がある場合は、当該
担当部署名及び担当者を記載す
ること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

第115条

個人情報の保護に関する法律

の規定により

第118条第2項において準用する第115条

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書（第4号様式）
により通知した事項に従って納付すること。

収入証紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

第6号様式

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

奈良県警察本部長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

記載事項変更申出書

奈良県警察本部長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者
者の氏名を記載すること。)連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアド
レスを記載すること。担当部署等がある場合
は、当該担当部署名及び担当者を記載する
こと。)

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更事項に係る添付書類名

<記載要領>

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
2. 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。

3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記 1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記 2. の「変更に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。

第8号様式

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する
提案書

年 月 日

奈良県警察本部長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、
本店又は主たる事務所の所在地
を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子
メールアドレスを記載すること。
担当部署等がある場合は、当該
担当部署名及び担当者を記載す
ること。)

第118条第1項前段

個人情報の保護に関する法律 の規定により、以下のとお

第118条第1項後段

り作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業 (又は事業の変更)

に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関等匿名加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。

第9号様式

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者)様

奈良県警察本部長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第118条第2項において準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

奈良県警察本部長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

第 10 号様式

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提案者) 様

奈良県警察本部長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 118 条第 2 項において準用する第 114 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 118 条第 2 項において準用する第 114 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 118 条第 2 項において準用する第 114 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。